

薬生食輸発0804第2号  
令和3年8月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年7月27日付け薬生食輸発0727第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ブラジル産ブラジルナッツ加工品のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年8月4日	ブラジル	ブラジルナッツ加工品 (ブラジルナッツを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン	